

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例の 一部を改正する条例

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の240」を「100分の230」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例第8条第2項の規定の適用については、平成15年12月に支給する期末手当に限り、同項中「100分の230」とあるのは、「100分の215」とする。

提案理由

期末手当の支給率を減ずるため、本案を提出します。